

中能登町新型コロナウイルス感染症対策利子補給助成金

～国県の特別利子補給制度を利用できない方へ～

1. 対象者 (次のすべての要件を満たす者)

- (1) 日本政策金融公庫または石川県の制度融資を受けた町内事業者
- (2) 町税に滞納のない者

2. 対象融資 (次のいずれかに該当するもの)

【国】日本政策金融公庫

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- 【新型コロナ関連】マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)
- 【新型コロナ関連】生活衛生改善貸付

【県】石川県制度融資

- 経営安定支援融資 (緊急経営安定支援分)
- 新型コロナウイルス感染症特別融資
- 新型コロナウイルス感染症緊急特別融資

※ セーフティネット4号および5号、危機関連保証の認定を受けたものに限る

3. 対象期間

令和2年3月9日～令和3年3月31日 融資実行分

4. 助成金額

融資借入から支払った利子の24月分 (上限80万円)

5. 申請時期

申請年度の12月までに支払った利子を翌年1月末までに申請

6. 提出書類 (次のすべての書類を提出)

- (1) 中能登町新型コロナウイルス感染症対策利子補給助成金交付申請書 (様式1)
- (2) 中能登町新型コロナウイルス感染症対策利子補給助成金請求書 (様式3)
- (3) 償還計画表の写し (融資実行が実行されたことが確認できる書類)
- (4) 取扱金融機関が発行する返済証明書等、支払った利子の額を証するもの
- (5) セーフティネット4・5号、危機関連保証認定書 (写)
- (6) 信用保証書 (写)
- (7) 町税の納税証明書

7. 留意事項

国の特別利子補給制度 (実質無利子) を適用を受けた融資は対象とはなりません。

【お問い合わせ先】

〒929-1792 鹿島郡中能登町末坂9部46番地
中能登町役場 企画課

TEL 0767-74-2806 FAX 0767-74-1300